

伊勢崎駅周辺地域での「コスプレ街歩き」ガイドライン (2026/6/8 版)

伊勢崎ポップカルチャープロジェクト

伊勢崎コスプレフェア準備委員会

1. はじめに

群馬県伊勢崎市のまちなかでは、「ゆかりのある漫画作品」を想起させる風景をはじめ、駅や商店街などで、様々な景観を楽しむことができます。これまでも伊勢崎市のまちなかでは、それらを目的とした、個々のコスプレイヤーによる街歩きが見かけられてきました。

本ガイドラインは、特に「コスプレイヤーの皆様が集まる街歩きのイベント」を想定し、地域の方々に驚かせることなく、幅広い方々にコスプレという文化を理解していただくことを目指し、策定を行ったものになります。

現状、伊勢崎市のまちなかにおける「コスプレによる街歩き」は、小規模のものに限られており、地域の方々に十分な認知をされているとはいえません。そのため、少しずつ地域からの理解を広げていく必要があります。

そこで、まずは「厳しめのガイドライン」を定めることにしました。本ガイドラインは、一般的なガイドラインと比べ、禁止事項を多く設けた内容となっています。

今後、伊勢崎駅周辺で、本ガイドラインに従った「コスプレでの街歩き」や「街歩きを伴うコスプレイベント」などが繰り返されることで、地域の方々からの理解を獲得することができれば、本文書の内容自体を見直していくことができます。コスプレイヤーの皆様におかれましては、ご理解いただけますよう、宜しくお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、伊勢崎市の中心市街地における経済活力向上による地域課題の解決を支援するために官民連携組織「まちなか活性化支援会議」において提示し、いただいた意見を反映したものととなります。

２．「コスプレでの街歩き」の基本的な考え方

コスプレでの街歩きは、道路などの「公共の場」、および、商店や施設の敷地など「所有者が存在する場」が関わり、それに纏わる法令等が存在します。

例えば、イベントなどで占有していない公共の場については、主に道路交通法などに従い、占有や滞留などで、警察署などからの注意を受けないように心掛ける必要があります。また、私有地への侵入などは、刑法・軽犯罪法の対象となりますので、行うことはできません。服装についても、実在する警察官、消防士、海上保安官などの公務員や、警備員、公的機関全般の制服、またはそれに酷似した服の着用は、軽犯罪法に抵触するため、厳禁です。

コスプレで街を歩く際には、こういった法律や条例などの、基本的な社会のルールを理解が大前提となります。その上で、「地域の住民の方々が安心して過ごすための権利」を尊重し、また、コスプレの対象となる様々な作品等に迷惑をかけず、イメージを壊さないためにも、本ガイドラインの遵守をお願いします。



街歩きや観光を行う場所には地域に住まわれている方々が存在します

3. 伊勢崎駅周辺での「コスプレ街歩き」の禁止・制限事項

3-1. 男性による女性キャラクターのコスプレでの街歩きの禁止

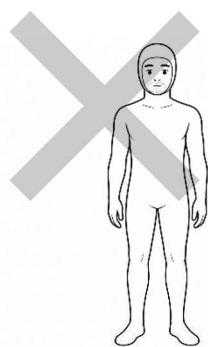
男性による女性キャラクターのコスプレによる街歩きは、該当キャラクター、または、その衣装が登場する作品全体のイメージを損なう恐れがあり、また、地域に住まわれる方を驚かせる可能性があるため、禁止します。尚「女性による男性キャラクターのコスプレ」は、一般的に「女性による男装」として、歌劇等でも見られる「大衆文化」として定着しているため、可能とします。



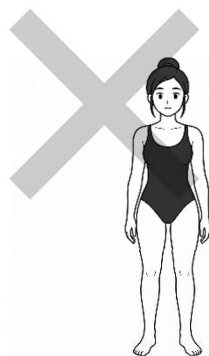
男性による女性キャラクターのコスプレの例

3-2. 肌の露出、体のラインを過剰に表現する衣装での街歩きの制限

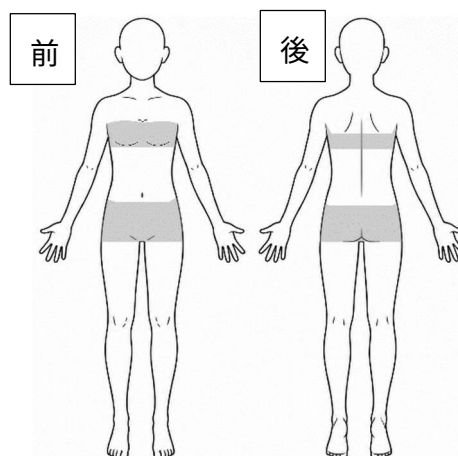
大前提として、キャラクターに関わらず、男女共に、極端に肌や体の形が現れる格好(全身タイツ、水着等)での街歩きは禁止します。併せて、公共の場での不適切な露出は禁止とします。また、女性キャラクターのコスプレ、および、女性の方がコスプレをする際は、上半身は胸元が大きく露出しないようにし、透けることがないインナーを必ず着用してください。下半身については、お尻が見えない長さのタイツやスパッツ等を着用してください。特に、下図で示す部分の露出は禁止とします。



全身タイツ



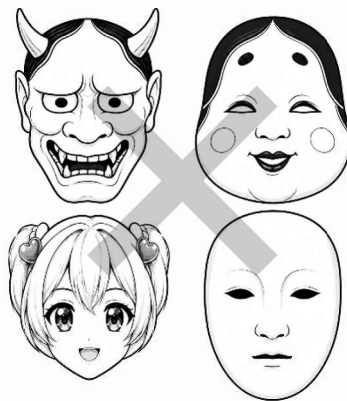
水着



女性キャラクターと女性のコスプレは
上手グレーの部分は露出禁止となります

3-3. 人形型マスク・人の顔を模したお面やマスクで顔を隠した状態での街歩きの禁止

防犯上の理由のため「人の顔を表現したお面やマスクなどを着用した、顔を隠す形での街歩き」は禁止します(地域の伝統芸能やキャラクターショーなどを装えるため)。後頭部や側頭部などの装着で、顔が見える状態で歩くことは可能です。尚、人の顔を模していないマスク(動物、ロボット、その他素顔を隠すもの)については、後述するガイドラインに従ってください。



人の顔を表現したマスクなどの例

3-4. 「人の顔を模していないマスク」等を着用した街歩きの制限

動物やロボット、その他素顔を隠すマスクは、安全性の理由のため、顔を隠す形で着用したまま、歩道や道路を移動しないようにしてください。また、着用して顔を隠す際は、周囲に配慮し、未装着時よりも視界が悪くなる場合は、動作に十分な配慮を行い、周囲にご迷惑がかからないよう努めてください。尚、衛生面を考慮し、無暗に人に貸したり、装着を促すなどの行為は禁止となります。



人の顔を模していないマスク等の例

３－５．商用サービスとして存在するキャラクターの着ぐるみやマスク、キャラクターショー等で存在する既存の衣装やマスクを模したものの、および、その再現性を目指した衣装やマスクでの街歩きの禁止

著作権・著作隣接権において、権利者に損害を与える可能性が非常に高い衣装であるため、着用して街歩きをすることは禁止します。



商用サービスとして存在するキャラクター着ぐるみ、および、マスクの例

３－６．恐怖感を与える衣装やメイクでの街歩きの禁止

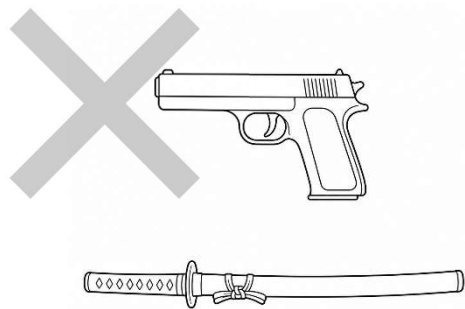
血糊や大きな傷痕、傷そのものを表現するメイクは、恐怖感をあおるため、禁止とします。



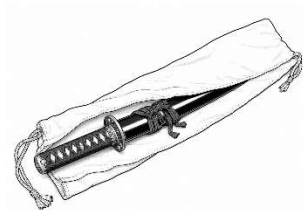
血糊、大きな傷跡、傷そのものを表現するメイクの例

3-7. 武器類(モデルガンなど)・長物(刀など)を持ち歩く際の街歩きでの制限

銃刀法違反となるものを所持することは犯罪となります。また、武器類を模したものの・長物など刀剣類を模したものについては、安全上の理由のため、基本的に携帯して街歩きを行うことは禁止します。ただし、長物については、120cm以下のもので、布などで隠した状態で、かつ、基本的に背中に縦方向で上方向きに装着し、前後左右へぶつかる可能性を抑えた状態であれば、例外的に携帯可とします。



武器類・長物をそのまま持ち歩くのは禁止



120cm以下の長物のみ、布に包んで体に沿って上方向きに装着すれば携帯可

3-8. 人格を持たない「事象」や「漫画のコマのイラストそのもの」「広告」などをそのまま行う「仮装」での街歩きの禁止

「場所の占有」を前提とする表現のため、街歩きにおいて禁止とします。



人格を持たない「仮装」の例

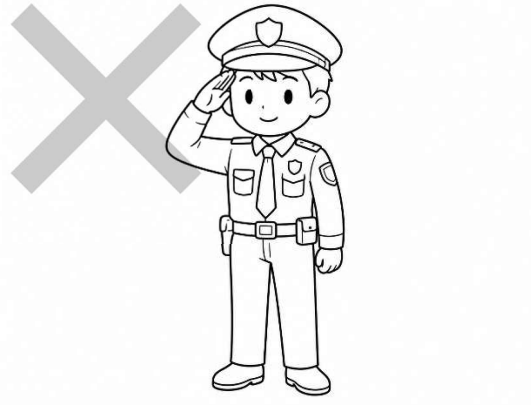
3-9. 「漫画のセリフなどを文書や文字を掲示した格好」での街歩きの禁止

警察署などへの届け出が必要になる「宣伝行為」などに該当する可能性が高いため、街歩きで行うことは禁止します。



漫画のセリフなどを文書や文字で掲示する行為の例

３－１０．実在する警察官、消防士、海上保安官などの公務員や、警備員、公的機関全般の制服、またはそれに酷似した服の着用の禁止(日本国内の過去のものも含む)
軽犯罪法の違反となります。



警官のような格好

３－１１．その他、街歩きでのコスプレにおける制限事項

その他、公序良俗に反する姿や、明らかに著作権等を侵害し、権利者へ不利益を被る姿と考えられるもの、および、作品のイメージを壊すと考えられる格好はお控えください。

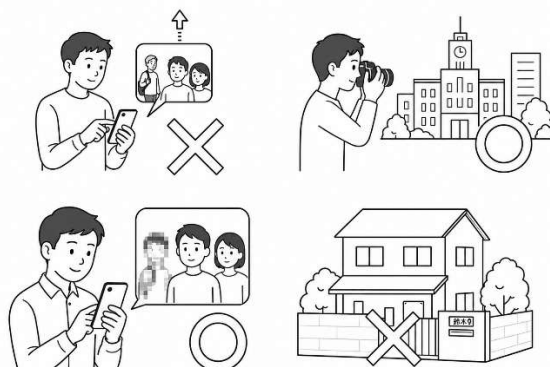


権利者へ不利益を被る行為はおやめください

4. コスプレにまつわる「街歩き」での注意事項

4-1. 写真撮影の制限

写真撮影の際は、肖像権を侵害しないよう、人の映り込みなどに気を払い、SNS 等へ上げる際は、適切にモザイク処理等を行うようにしてください。また、風景や建物自体の撮影に著作権は直接関係しませんが、プライバシーや意匠権を侵害する可能性があるものについては撮影など行わないようお願いします。



映り込みした方へのモザイク処理などは適切に行い、
個人のご自宅の表札の映り込み等ご注意ください

4-2. 住宅街等での騒音などの配慮

街歩きをする際は、特に住宅街など、不特定多数の方々が行き来することが想定されていないような地区において、特に騒音などには配慮し、プライバシーを侵害する可能性のある行為は控えていただくようお願いします。



騒音に注意しプライバシーの侵害は行わないでください

4-3. 一般の方に声をかけられたとき

一般の方がコスプレイヤーを見かけたとき、興味持って話しかけてくることもあります。好意的な内容であれば問題はありませんが、嫌なことも発生する可能性があります。

まず、一般の方が好意的であった場合、可能な限りで構いませんが、同様に好意的で、かつ友好的なコミュニケーションを行うようにしてください。一方で、「自分の嫌なことは堂々と断る」「問題が発生した際は自衛する」といった心構えも常に意識するようにお願いします。

また、苦情等を言われた場合は、法律の遵守(憲法 13 条に基づいた地域住民のプライバシーの権利、および、道路交通法、刑法、軽犯罪法など)を前提に、自身の行動に問題ないか検討した上で、適切なお対応をお願いします。

ご自身で解決することが難しい問題が発生した場合、イベント内での出来事であればすぐにスタッフ等の関係者への相談を行い、イベント外の出来事であれば、管轄の警察署 (群馬県伊勢崎警察署:電話番号 0270-26-0110) にご連絡ください。



一般の方には対しては友好的な接し方と自衛を心がけてください

4-4. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは法令や条例などによる法的な強制力はございません。

ご相談等ありましたら cosplay@isesaki-chiikiokoshi.jp (伊勢崎コスプレフェア準備委員会) までご連絡ください。

※本資料は生成 AI によるイラストを使用しています。